

## 琉球国中山王尚真の、白達魯等を仏大泥国へ遣わす執照

(一五二六、八、一五)

琉球国中山王尚真、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢儀を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使白達魯・通事梁傑を遣わし、仁字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>廻りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百四十号半印勘合執照を給して正使白達魯等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開<sup>し</sup>す

正使一員 白達魯

副使二員 金志良 嘉満度

通事二員 梁傑 宗遂

火長 紅芝

管船直庫一名 闍班那

梢水共に二百九名

嘉靖五年（一五二六）八月十五日

右の執照は正使白達魯・都通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

## 1-42-25

琉球国中山王世子尚清の、馬沙開等を仏大泥等の国へ遣わす

執照（一五二九、二、一一）

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使馬沙開・都通事梁傑等を遣わし、義字号小船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>廻りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四号半印勘合執照を給して正使馬沙開等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開<sup>し</sup>す